

献血のご協力をお願いします

日時（受付時間）

10月12日（木）

10時30分～12時00分：①

13時30分～16時00分：②

場所

①・下田警察署

②・下田総合庁舎

問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥） ☎22216

自分の体力を確認しませんか？



日時 10月2日（月）

18時30分～約2時間

場所 下田小学校体育館

実施種目

【20歳から64歳までの方】

握力、上体起こし、長座体前

屈、反復横跳び、立ち幅跳び、

20mシャトルラン

【65歳から79歳までの方】

握力、上体起こし、長座体前

屈、開眼片足立ち、10m障害

物歩行、6分間歩行

申込締切 9月22日（金）

申込・問合せ先

生涯学習課社会教育係

☎5055

犬の登録・狂犬病予防注射



狂犬病予防法により、生涯

1回の犬の登録と毎年1回の

狂犬病予防注射が義務づけら

れています。

犬の登録

犬の所有者は犬を取得した

日（生後90日を経過した日）

から30日以内に、犬を飼う場

所の自治体に登録を申請して

ください。

登録申請の窓口

・環境対策課

・市内、近隣町の動物病院

※登録できない病院もあり

ますので、「下田市の登録が

できるか」をご確認ください。

登録手数料 3000円/頭

※登録の際にお渡しする鑑

札は、必ず犬の首輪等に

装着してください。これ

は犬の迷子札としての役

目も果たします。

登録事項の変更

犬が亡くなったときや、飼

い主の変更等が生じたとき

は、環境対策課までご連絡く

ださい。

市内での転居や市外から転入された方は、現在交付されている鑑札と注射済票、愛犬手帳を持って、環境対策課へ届け出てください。市外へ引っ越される方は、転出先の市町村で届け出をしてください。

狂犬病予防注射

犬を飼っている方は、毎年

1回、その犬に狂犬病予防注

射を受けさせることが法律で

定められていますので、必ず

実施してください。予防注射

実施後は、狂犬病予防注射済

票（骨型のマーク）の交付を

受けてください。

注射済票交付手数料

550円/頭

市内の動物病院と、近隣町

の獣医師会加入病院の一部で

は、予防注射を受けた場合「注

射済票」の同時交付を行って

います。

同時交付ができない（注射

済票が交付されない）病院で

接種した場合は、市役所に注

射済証明書を持参の上、注射

済票の交付を受けてください。

注射済票の交付を受けないと

手続の完了となりません。

鑑札・注射済票再交付

鑑札又は注射済票を破

損・紛失してしまった場合

は、再交付の申請をしてください。鑑札再交付手数料は、1600円、注射済票再交付手数料は、340円です。※これらすべての手続きは、環境対策課でできます。

問合せ先

環境対策課

☎22213

野焼きは禁止されています！



地面に穴を掘ったり、ブ

ロック積みやドラム缶などを

用いて、家庭や事業所から出

るごみを屋外で焼却する行

為、いわゆる野焼きは廃棄物

の処理及び清掃に関する法律

や静岡県生活環境の保全等に

関する条例により、一部を除

いて禁止されています。

野焼きは何故いけないの？

野焼きをすると黒煙や悪臭

を発生させ、「煙や臭いが入っ

てくるので窓が開けられな

い」、「洗濯物に臭いがついて

しまつて、やり直さなければ

ならない」、「布団が干せない」

など近隣の方々の生活環境に

大きな迷惑をかけることにな

ります。また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシン類を発生させることもありま

す。さらに、付近の枯れ草や建物などへの延焼の危険性もあり、火災の原因のひとつにもなっています。

周囲にこういった生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは？

・国又は地方公共団体が施設管理を行うために必要な焼却

・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却

（防災訓練など）

・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却

（どんど焼きなど）

・農林業者が作業に伴って行うやむを得ないものとして行う焼却

・焚き火など、軽微な焼却

なお、これらの焼却でも近隣の方々に迷惑となつていると判断されるときは、焼却をや